

ちょっと、待ってください!! あなたは該当していませんか?

北海道水資源保全条例に基づく「事前届出」



水資源保全地域内の土地取引は
事前届出が必要です

提供:京極町

● どんなときに?

「水資源保全地域」に指定されている区域内の**土地を売ろうとするとき等**
(指定区域内であるか不明な場合は裏面の照会先にお問い合わせください。相続や贈与の場合は届出不要です。)

● だれが届け出るの?

売り主等 (買い主ではありません)

● いつまでに?

契約締結日の3か月前まで

(契約日や相手方が決まっていなくても届出をしておくことができますので、先ずはご相談ください。)

● どこに提出?

土地が所在している総合振興局・振興局 (一部市町村へ権限移譲)

→詳しくは裏面をご参照ください。

提出の流れ及び必要書類



「水資源保全地域土地売買等届出書」を、該当する総合振興局・振興局(*印の市町村)へご提出ください。

【持参又は、郵送で提出する場合】

届出書(正本)1部、これをコピーしたもの2部(副本)をご提出ください。

【電子メールで提出する場合】

届出書(1部)を添付して、ご提出ください。

(提出先となる各振興局及び市町村の電子メールアドレスはホームページに掲載しております。)

<添付書類>

道路地図、住宅地図、地番図など土地の位置や形状、付近の様子がわかる図面の添付をお願いしています。



届出先・お問い合わせ先

*印の市町村は、この手続きの事務を道から移譲されていますので、届出書の提出や相談はこちらの市町村をお願いします。

| 各振興局 | 照会先、電話番号 (担当:地域政策課) | 水資源保全地域を指定している市町村 |
|------------|------------------------|--|
| 空知総合振興局 | 0126-20-0036 | 芦別市 歌志内市 上砂川町 沼田町 |
| 石狩振興局 | 011-204-5815 | 千歳市 石狩市 当別町 |
| 後志総合振興局 | 0136-23-1341 | 小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 *倶知安町 共和町 岩内町 泊村 余市町 赤井川村 |
| 胆振総合振興局 | 0143-24-9567 | 登別市 伊達市 壮瞥町 *厚真町 洞爺湖町 *むかわ町 |
| 日高振興局 | 0146-26-9077 | (指定された地域はありません。) |
| 渡島総合振興局 | 0138-47-9429 | 函館市 *北斗市 知内町 七飯町 鹿部町 森町 |
| 檜山振興局 | 0139-52-6481 | 今金町 |
| 上川総合振興局 | 0166-46-5914 | 旭川市 名寄市 美瑛町 *上富良野町 中富良野町 占冠村 和寒町 *下川町 美深町 |
| 留萌振興局 | 0164-42-8421 | 増毛町 |
| 宗谷総合振興局 | 0162-33-2524 | *稚内市 *枝幸町 |
| オホーツク総合振興局 | 0152-41-0620 | 網走市 置戸町 斜里町 |
| 十勝総合振興局 | 0155-27-8521 | 帯広市 鹿追町 新得町 清水町 大樹町 広尾町 |
| 釧路総合振興局 | 0154-43-9143 | 釧路市 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 |
| 根室振興局 | 0153-23-6817 | 別海町 標津町 |

水資源 北海道

検索

届出に使う様式は
こちらから

水資源保全地域内の土地取引行為に係る事前届出制について

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_todokede.html

